

議案第3号

令和元年度 佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

令和元年度佐倉市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和元年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水事業特別会計関係の令和2年度通年業務(農政課)	令和元年度～令和2年度	2,483